

官労発基 1210 第 1 号  
令和 3 年 12 月 10 日

各団体の長 殿

宮城労働局長  
(公印省略)

陸上貨物運送事業における労働災害防止について (要請)

日頃より、労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業（以下、「陸運事業」という。）における労働災害については、当局「第 13 次労働災害防止推進計画」において、令和 4 年までに休業 4 日以上の死傷者を平成 29 年と比較して 5%以上減少させ 307 人以下とすること、死亡者を 15%以上減少させ 1 人以下とすることを数値目標に掲げて取り組んでいるところです。

しかしながら、令和 2 年の死傷者は 317 人と前年に比べて約 9%減少したものの、前年と同数の 2 人が亡くなっており、また、今年 10 月末時点で 299 人と前年に比べて 58 人 (24.1%) 増加し、そのうえ 2 名の方が亡くなるなど憂慮すべき状況となっています。

これから年末年始の時季は、日没時間の早まりや降雪、業務繁忙期となるなど労働災害のさらなる増加が懸念されることから、より一層の労働災害防止対策が必要となります。また、言うまでもなく陸運事業の労働災害の防止は陸運事業者の責務ですが、その約 7 割が「荷役作業中」に発生しており、荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）自社以外の場所で行われる荷役作業の安全確保については、荷主等の協力が必要な場合も少なくありません。

については、ご多忙中恐縮に存じますが、改めて下記について貴会会員にご周知いただき、必要に応じて陸運事業者と協力し、関係者が一丸となって労働災害防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 「交通労働災害防止のガイドライン」
- 2 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
- 3 「荷役 5 大災害防止対策チェックリスト（荷主等用、陸運事業者用）」